

【第4号議案】 地域公共交通網形成計画について

「(仮称)新発田市地域公共交通網形成計画」を平成28年度中に策定したい

《策定の背景》

- ・「新発田市地域公共交通総合連携計画」の期間が平成27年度で終了する
- ・法改正により「地域公共交通網形成計画」が法定計画となった
- ・施策の展開、国等の財政支援に計画が必要

1 地域公共交通網形成計画の概要

- ・地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにし、実現のための方策を定めるもの
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定
- ・新発田市の公共交通に関する基本計画

2 計画の内容

(1) 主体 新発田市

(2) 記載事項

- ①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

3 計画策定のねらい

- ・住民利用者の意見反映、関係者間での目標共有
- ・サービスの改善（あやめバス・コミュニティバスの運行、公共交通の連携等）
- ・利用の拡大（利用促進、意識啓発等）
- ・公共交通の見直しの指針（再編実施の基準、デマンド交通の在り方等）
- ・国等の支援制度の活用

4 策定の進め方

○住民利用者の意向調査の実施

- ・地域住民、市内高校生、公共交通利用者のニーズの把握（アンケート、ヒアリング等）

○上位関連施策との連携、調整

主な上位・関連計画	内容	公共交通との関係
まちづくり総合計画 (平成 27 年度に改訂)	<ul style="list-style-type: none">・市の最上位計画・将来目標像の設定	<ul style="list-style-type: none">・目標像を実現するために施策を展開
都市マスタープラン (改訂中)	<ul style="list-style-type: none">・市全域が対象・土地利用の方針や都市施設（道路・公園等）の整備方針を示す	<ul style="list-style-type: none">・まちの整備方針との調和
立地適正化計画 (策定中)	<ul style="list-style-type: none">・居住や都市の生活を支える機能を誘導する区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）の設定	<ul style="list-style-type: none">・機能を誘導する区域へのネットワーク整備

○「都市マスタープラン」「立地適正化計画」改訂・策定作業との連携

- ・調査の一元化（現状調査、アンケート調査等）や目標共有を行う

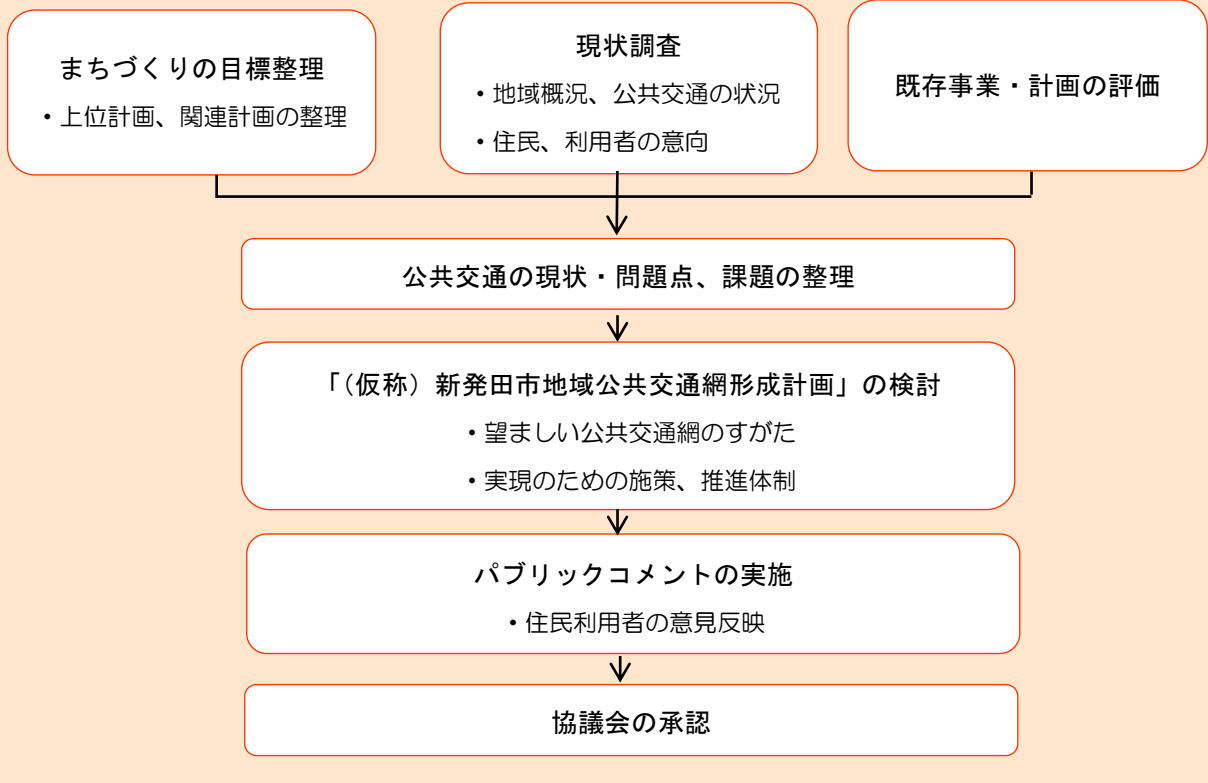
○協議会での協議

- ・新発田市地域公共交通活性化協議会において内容を協議（年 4 回程度）

5 計画のフロー

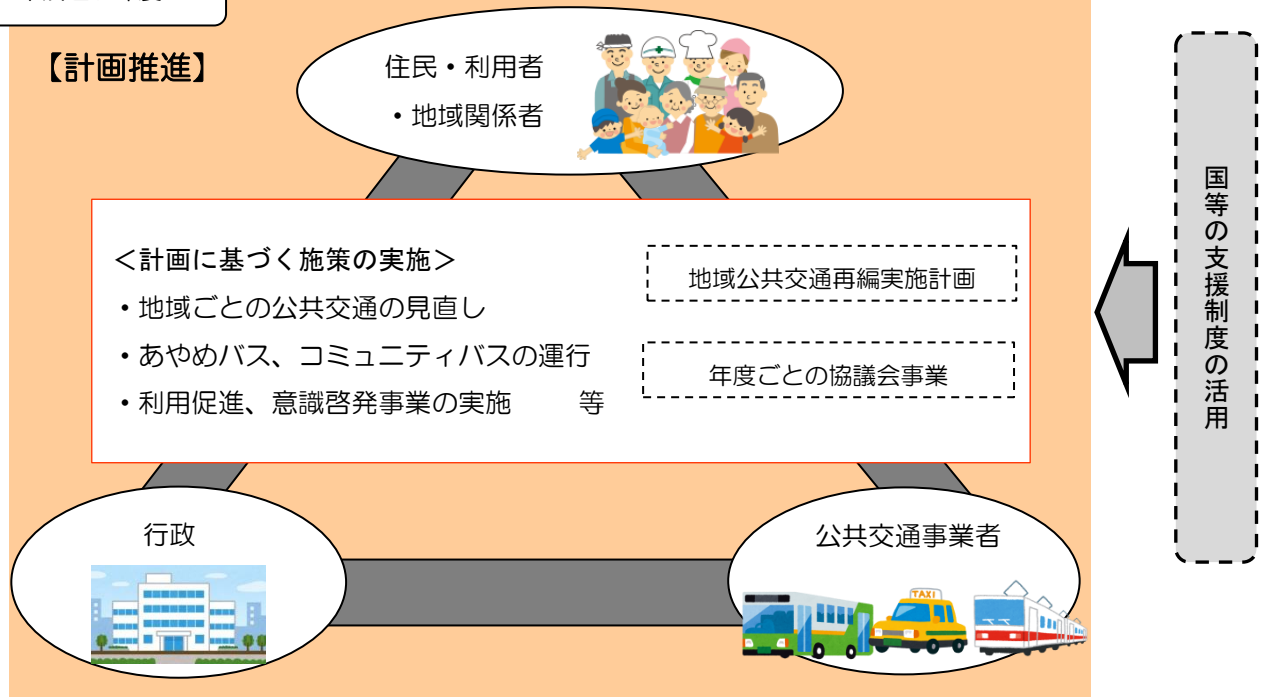
平成 28 年度

【計画策定】



平成 29 年度～

【計画推進】



施策の評価・検証 計画の見直し

6 策定スケジュール

